

安政六年、開港をめぐる桐生新町の動静

松浦利隆

The Situation of Kiryu-shimachi in Ansei 6, around the Time of the Port Opening

はじめに

- ① 在郷町桐生新町の状況
- ② 開港期の生糸貿易
- ③ 桐生新町の対応1……幕府への嘆願運動
- ④ 桐生新町の対応2……張訴騒動と糸商人の処罰
- ⑤ 桐生新町の対応3……救い米の支給
- ⑥ 騒動の終焉とまとめ

【論文要旨】

安政六年六月の開港は国内の経済構造に大変化をもたらし、幕藩体制が崩壊するきっかけを作った大事件である。そこで初期の生糸不足により大混乱におちいった関東随一の織物産地である上州桐生新町がこの事件をきっかけにどう変化したかを考察した。

この混乱へ桐生新町の対応は三つの段階に分けられる。最初の段階は幕府への生糸輸出禁止や在郷商人の取引抑制を中心とした嘆願の段階である。夏から冬にかけて続いた嘆願は大老への駕籠訴までエスカレートしたが、いかに何の効果も無かった。

次が嘆願の失敗、冬を迎えて困窮の進展により抑えきれなくなった町内の織物職人・労働者（≡小前層）の不穏な行動とそれを地元商人処罰等によって懐柔し、さらなる先鋭化を抑えた段階である。

最後が翌春の町役人層と小前層の相互の直接的な対向関係、つまり小前層の打ち壊

しを材料にした各種要求、町役人層の権力を動員した抑圧と施米等の実施による懐柔といった従来の支配関係を超越した両者の力のバランスが町政を動かす段階である。

このように開港という新状況は、まずは幕府による経済統制がもはや無力であることを露呈させ、さらに地域においても従来の社会機構や制度が機能不全におちいった側面を強調してゆく過程であり、そこから生じたのは従来の身分制度の枠にとられない経済的な階層格差を背景にした混乱と対立であった。かつ、その解決（≡救い米等）がこの新情勢から経済的な恩恵を受けたと思われる階層（≡生糸商人に代表される）の経済力によって支えられる新状況をもたらしたわけである。このように安政六年の桐生の事例は、開港と開放経済が封建社会の基礎を揺るがし、最終的にはそれを突き崩してゆく歴史過程のひとつの端的な事例といえるのではないだろうか。

はじめに

安政六年（一八五九）は、開港により我が国の閉鎖経済が世界経済の一部に組み込まれ、否応なくその一部としての存在を強制された契機となった年である。この貿易の開始により国内の生糸の急激な海外流出が始まった。この事態に当時京都西陣と並んで全国的な絹織物産地であった上州桐生新町が原料不足により大きな打撃を受けたことはよく知られている。桐生新町は江戸時代を通じて「在郷町」として独特の地位を保つとともに、織物業の隆盛を通じて我が国でもっとも初期に「マニユファクチュアール」が生起した可能性を指摘され、しばしば各種の研究の題材にされてきた。

しかし、ことこの開港を巡る桐生新町の混乱については、幕府への嘆願や休機、あるいは機下織はたしたじよと呼ばれる織物関係の民衆への施米による救済活動などが単体で開港時の国内産業の混乱事例として引用されるにとどまっていたのではないだろうか。しかし本当に重要な点は、この安政六年の開港とその混乱の過程全体が、在郷町という独特な位置づけによって経済的に発展し、近世的な枠組を抜け出しつつあるようにも見える桐生新町に何を引き起し、何を残したのかという点ではないだろうか。本稿ではこの点に留意して、この工場都市の危機ともいえる事態の推移全体を詳細に検討し、この危機への対処を巡る都市内諸階層の動向を中心に開港という事態が封建的な社会構造にどう受け止められ、かつどんな影響を残していったかを考察する。

① 在郷町桐生新町の状況

1 桐生新町の概況

桐生市は群馬県の東部、渡良瀬川沿いにあり、近世初頭に天領の陣屋を置く「桐生新町」と呼ばれる町が新道沿いに形成されたことに起源する。また同地は古くからの絹織物の産地でもあり、幕府の保護を背景に機屋を中心とする商工業の中心地になった。

従来より上州は生糸の産地であり、豊富な地場生糸の入手が容易であり、かつ大消費地である江戸に比較的近いという地理的好条件がそろっていた。ここへ、江戸中期の元文三（一七三八）年に高機、天明期に先染紋織法が西陣から導入され、一連の技術革新に成功して関東における高級織物の機業地が成立した。

また桐生地域は行政的には五十四ヶ村一括の天領を経て、江戸中期からは天領と旗本領、小藩領に分割された。この際に織物の中心地の桐生新町は奥州松山藩領となり陣屋が置かれた。しかし実際は派遣の役人数人が居るだけであり、実質は商人の町役人が支配する町民の自治が大幅に認められた町であった。また町自体も在郷町の位置づけであり、周辺部からの労働力流入が可能であった。こういった条件の下、技術革新や周辺の豊富な原料と労働力を生かした織物生産を中心に地域は発展、寛保四（一七四四）年には、西陣が上州織物の京への流入制限を求める嘆願を出すまでに成長した。

そして江戸時代の最盛期である文政年間、桐生新町は人口約四千人の町に成長したが、その人口増加の主体は織物関係の仕事に従事した小前層＝借家階層であると言われている。彼らは主として周辺村から織物業従事者として流入し、江戸後期では町内総戸数の約七割がこれらの層に

占められていた。彼らの多くは織物関係者では「下織」と呼ばれる染色や織物の準備工程の仕事や、「賃機」と呼ばれる下請けの織物業者、あるいは周辺産業の職人や日雇の雑務に従事する階層であった。

これに対して町政自体を握ったのは桐生市内に自分の土地を持つ百姓層の富裕者であった。彼らは特に江戸中期以後桐生新町が奥州松山藩の領地となり同藩の陣屋が置かれてからは同藩から扶持を与えられる形で町政の運営に携わった。例えば安政五年には御用達と呼ばれるこれらの町人は、禄高で十二人扶持から米二俵まで二十三人であり、彼らは数人の陣屋詰の藩士と協力して町政にあたった。

このように順調な拡大を続けてきた桐生新町の人口増加が鈍ったのは、天保年間の奢侈禁止令や桐生から技術伝播した町周辺部や野州足利町の織物業者との競争などが激化してからである。この後は町全体が停滞的な雰囲気に入り、新規の事業よりも既得権擁護に町内が汲々とする状況の中で幕末を迎えた。

安政六年の桐生は、このように構造的な停滞期のまっただ中にあたり、商工業者は事業の新しい展開方向を探るとともに、従来型産業の変調は下職層の生活の安定を微妙に左右し、これが増幅された場合は社会の安定が時として危うくなるような時期に当たっていた。そこでまず当時の桐生の抱えていた問題について見てみる。

2 安政六年の桐生新町

桐生新町では天保年間の奢侈禁止令を一つのきっかけとしてその後も絹製品の販売が低迷した。一番の原因は周辺部の織物業者、特に隣接した野州足利町の業者が安価な織物を武器に急激に台頭してきたことである。このため、織物業のみならず桐生市内の織物市、生糸市も低迷、隣村や足利へ流出する者も現れ、桐生新町の人口は初めて減少に転じた。

足利織物の成功の原因のひとつは桐生織物よりも価格競争力があつた

点である。足利の織物業者は比較的豊かな農業経営を背景にした副業的な織物経営が多く、その割に経営規模も大きく資金的余裕があつた。このため原料生糸の仕入れも大量にかつ一時にできるため生産価格に対する原料原価を低く押さえるとともに、原料の価格変動から比較的自由であった。それに加えて、原料費の安い地場の綿を使った絹綿交混の工夫もなされていた。また地域の織物業自体に農間余業的な色彩が残っており、関係の各種の労賃が桐生に較べて低廉でもあつた。

対して桐生は零細な織物業者が多く、生糸の仕入れも新町の業者を通じてその都度行う結果、割高な生糸を使用せざるを得ない上に、市場の相場に翻弄されやすい不安定な経営体質を持っていた。また機業に専業化した者が多く、生活全体が織物業にかかるため価格競争に弱かつた。さらに、元機と呼ばれる規模の大きな織物業者の中からは町役人などを勤める吉田家や新居家、森家のような者も育ってきたが、先に掲げた御用達の例をとつてもその二十三名の内上位の者のほとんどが絹買商であるように、織り屋は元機にしても桐生町内での経営規模は中程度にとどまった。これに対して絹買商・糸繭商の中からは開港や幕末の混乱に乗じて経営規模を拡大してゆくものもあらわれた。さらに幕末になると織物業者は町内の零細層とせいぜい中規模経営層を占める者が多くなり、町政そのものを左右できるような実力者は多くなかった。

上記のような桐生にとつてこの十年來の慢性的な問題が具体的に噴出したのも、安政六年の特徴であつた。まず養蚕の早い時期である四月になるとこの年の不作が明らかになり、市内では生糸の値段が平年に比べ、約五〇%の値上がりを見せていた。ただしこれは桐生に限られたことではないものの、後述するようにやはり桐生市内の値上がりは格別であり、糸価繭価の変動が拡大されやすい桐生市場の体質が現れている。これによつて早くも春には生糸の購入が出来ない織物業者が出てくるなど零細な織屋層には影響が出始めていた。

そして五月には新町五丁目の小前層が中心になって、足利との間で市の開催についての紛争を蒸し返す動きを始めた。⁽³⁾これはこの当時たまたま桐生の買い継ぎ業者が足利市場に三市連続で欠席した結果、桐生市場が非常に賑わったためであった。この問題の発端は天保三年に足利が新規の市場を開きそれまで桐生市場で販売していた足利織物を現地で販売し、桐生の一部の業者も足利市場に参加するようになったため桐生市場が衰退した事件である。天保八年以後は両市の協定で絹織物と綿織物を分けることで解決が計られたが、この際も小前層の強硬論を町役人層が押さえこんだ末の解決であった。⁽⁴⁾そしてこの時期に桐生側は再び桐生の業者に足利への出市停止を依頼することから紛争が起こり、足利藩と松山藩の掛け合いも不調になり両者の幕府出訴となった。

このように紛争のきっかけの要求の中心は長引く不況からの出口を求めていた小前層借家層に代表される織物関係の零細業者層であり、彼らの経済的な要求が町政を動かす契機をもたらす状況がすでに開港騒動に先だって生まれていたことがわかる。

② 開港期の生糸貿易

1 開港前後の生糸貿易の動向

このような動きが起こる中、国内の情勢はどうなっていたであろうか。幕府は安政五年（一八五八）六月の日米修好通商条約以後に締結された、いわゆる安政の五カ国条約によって、翌年の六月二日（西暦では七月一日）をもって露・仏・英・蘭・米の五カ国に自由な交易を許可することになった。途中に開港場が神奈川宿から横浜に変更になったものの横浜には市街の建設も終り、条約に従い安政六年六月二日（一八五九年七月一日）横浜港、長崎、函館各港が開港された。

しかし、開港直後から生糸の輸出が始まった訳ではなく、当初は互いに貿易の品目もはっきりせず、諸処の品目を盲目的に並べて商売をしたと言われている。⁽⁵⁾ただ、本格的な開港以前にも和親条約に基づいて航海途中の不足品補充のため開港していた長崎から生糸の輸出があったこと。⁽⁶⁾また、その売りさばきをやめたことで京都西陣の生糸価が下落したこと。⁽⁷⁾さらに安政六年四月には開港に伴って生糸輸出が予想されるので上州産生糸の三分の一は西陣へ廻すような保護策を求めた嘆願書が提出されたこと。⁽⁸⁾などから、開港により生糸が主要輸出品になることはある程度予想されていた。

具体的な例を有名な仲居屋重兵衛に見てみると、まず重兵衛は横浜が貿易の拠点となることを見越してか開港の二ヶ月も以前の安政六年四月から横浜の開港場に銅瓦葺きの壮大な屋敷を建設した。また、彼はいくつかの藩の経済関係の官僚とも意を通じ、特産品の藩営販売を画策したがその計画の中でも生糸の販売が大きな核となっていた。さらに、安政六年七月、前橋の商人江原某等が前橋の生糸を横浜表へ販売に出掛けたのは仲居屋のサジェションであったという。⁽⁹⁾このようにすでに仲居屋は開港以前から生糸の輸出品目化に注目し、安政六年の早い時期から買占めを計っていたと推測できる。

このような状況からは仲居屋一人を取ってみても、彼の商売の拠点である関東、特に上州にこの情報が早くからもたらされたと考えられることは自然であり、地元にはいつか何らかの動きが始まっていても不思議のない状況であったと考えられる。そして実際に、開港後の安政六年十月の三井横浜店からの報告によれば、仲居屋が一万七千斤の生糸を取り扱い、横浜の生糸輸出力の七〇八割を占めていたことが述べられている。

このような背景はあるものの、実際に外国人が初めて生糸を購入したのは一体いつの時点だろうか。実はこれについては諸説があり、藤木実也『開港と生糸貿易』に掲げられただけでも十二説がある。これらのな

表1 西陣と桐生の生糸価格 (生糸1捆(9貫目)/両)

年(安政)	2年	3年	4年	5年	6年春	夏	秋	冬	7年
西陣	51	45	51	48	57		70	130	
桐生				52	81	112	150		

(「桐生市史(中)」・「井伊家資料幕末風聞探索書」より作製)

このように開港以前から繭の不作のため上昇しがちだった生糸価格は、春には平年の一・五倍、夏に二倍、秋冬に三倍になった。生糸の価格は結局これ以後は下落することなく、安政五年以前の平年に比べ凡そ三〜四倍で高値安定を続けたまま明治期に続いて行く。またこの表で注目しておきたいのは、桐生市内の生糸の値上がりは安政六年七月から急カーブで昇り始めた点である。前述したように開港によって自由

特に桐生町内の生糸価格の変遷をもう少し詳しく見てみる。(表2)
このように同じ高級絹織物製品の生産地である西陣と比較しても桐生の生糸価格の値上がりは時期的に早く、また上昇の程度も大きい。これは従来より西陣の生糸が群馬、長野、福島に供給源を求め、桐生よりもその輸送費の分だけ割高であった事を考えると非常に興味がある結果である。

安政六年六月二日横浜が開港され自由貿易が始まった。これにより関東、分けても桐生の生糸価格の上昇が始まる訳であるが、まずその状況を桐生と京都の生糸の値段の上昇の比較で見たい。(表1)
2 生糸不足の発生と波及
安政六年六月二日横浜が開港され自由貿易が始まった。これにより関東、分けても桐生の生糸価格の上昇が始まる訳であるが、まずその状況を桐生と京都の生糸の値段の上昇の比較で見たい。(表1)
かで一早い説に従えば開港直後の六月八日⁽¹⁰⁾であるといい、遅い説では八月中となっている。恐らく開港後一ヶ月程度の時点でお互いの試行錯誤の中から生糸の取引が始まったと思えるが、それが本格化し量的にも国内消費に影響を与えるようになったのは同年の秋以後である。さらにも安政六年の開港から翌年の六月までの一年間の輸出货量は五千俵程度であり、翌年以後の一万俵台に比較して半分以下の量であった。⁽¹¹⁾

表2 安政6年桐生新町生糸価格変動 (匁/両)

時期	糸種	上糸	中糸	下糸	典拠
平年		170匁/両	190匁/両	250匁/両	桐生村々織屋愁訴
安政5年秋/冬		110匁/両	130匁/両	150匁/両	桐生村々織屋愁訴
安政6年4月		100匁/両	110匁/両	125匁/両	長沢家文書(677)
安政6年7月		80匁/両	100匁/両	130匁/両	桐生村々織屋愁訴
安政6年10月		55匁/両	70匁/両	80匁/両	『桐生地方史』p406

まずこの嘆願運動の担い手は誰であったろうか。嘆願の第一回は桐生織屋一同の名で行われたが、二回以降はいわゆるかつての天領で桐生領と言われる五十四ヶ村の内、三十五ヶ村の代表が行う形式になった。もちろんその中心は桐生新町であったため実際の運動は桐生新町の町役人が中心になった。なかでも中心となったのは当時の町役人層である長沢新助、新居喜左衛門、絹買次商である佐羽吉右衛門、書上文左衛門などであり、彼らは

この生糸価格の高騰を受けた桐生新町が最初に行った対応は、その原因となった貿易の停止あるいは生糸の輸出禁止を求めての幕府への陳情運動であった。そこでここではこの嘆願運動の動きを追うと共にそれが誰によってどのように支えられたかを考察する。

③ 桐生新町の対応1——幕府への嘆願運動

交易が始まったが、開始直後の六月中には少なくとも生糸が大量に輸出されたという記録はない。実際の国内生産に影響の出るような生糸輸出は秋になってからである。しかしながら桐生に於いては、既に七月に急テンポで値上がりをはじめ、七月八日には第一回嘆願書が生糸輸出禁止を求めて幕府に出されているのである。
このタイムラグこそが桐生が置かれている地理的、産業的な独特な立場のつとつたものであり、後日の騒擾への対応に於いても独自の方法与論理による対処がなされて行く出発点である。

訴訟費用を一時立て替えていた。

また、重要なのは、この時点で中世以来の結束を保ってきた桐生五十四ヶ村のうち三十五ヶ村しかこの嘆願に参加しなかった事である。不参加は渡良瀬川上流の山村が中心であり、ここは従来から生糸の供給を通じて織物生産を支えてきた地域であった。しかし、今回の生糸価格の高騰はこの地域にとっては歓迎すべき事であり、明らかに織物産業を中心とした桐生新町とは利害が一致しなかったのである。

実際の嘆願活動は安政六年七月から十二月まで数回実施、中には大老への駕籠訴や関係の江戸呉服問屋や糸問屋の訴状提出などもあった。以下その主なものについてみてみよう。

1 第一回愁訴（七月八日）

この訴えがなされたのは七月八日であり、形式的には桐生新町の織屋一同から幕府勘定奉行への内密の訴えと言う形をとっていた。訴状は開港後の生糸の高騰を取り上げ「……今般三港御開きに相成、商民共外国入、直売買御差許被仰付難有奉存候、然処糸商人共糸類売渡し候由風聞御座候に付、生糸相場殊の外引上げ申候、……」と、糸商人が糸を輸出しているという「風聞」により生糸が高騰している事を訴えている。そして「何卒格別之思召を以て、外国人江糸物一切売渡し不申候様、糸商人共江仰付被下置き候ハバ……」⁽¹²⁾と言うように、生糸の輸出禁止を勘定奉行八名へ求めたものとなっていた。

2 第二回嘆願（九月二十七日）

七月の愁訴後、横浜においては生糸貿易が実際に始まり日を追って生糸が大量に輸出されはじめた。この結果、生糸価格の高騰は連続し、幕府も幾つかの手段で貿易統制に乗り出したものの、実効は見えてこない状況であった。このような中、桐生市内においては七月下旬から始まっ

た生糸不足による休機が町内に広がった。そして九月十日には、桐生領在下職者一同が町役人宛に生糸の市内搬出の禁止と救済を求める愁訴状を提出した。これは休機の影響を一番受ける小前層が町役人を中心とした幕府への嘆願運動に満足できず、ついには独自の動きを始めたことを示していた。

この状況を受け、第二回の愁訴が今度は桐生領五十四ヶ村中三十五ヶ村の連名で行われた。嘆願書は九月二十七日に嘆願者六人の知行地領主五家（松山藩主酒井家、内藤家、落合家、遠山家、中根家）より、勘定奉行塚越へ提出されたもので、今度は「御奉行所」宛てに「桐生領三十五ヶ村七十三給総代」として、如来堂村、下久方村、新宿村、下仁田山村の四村の名主と新町百姓代、組頭の合計六人の連名になっている。その内容は、全段の桐生領の由来部分を除いた主文で以下のとおりである。「安政六未年外国交易糸御差止願之節願書類写

乍恐以書付御歎願奉申上候

上州山田郡桐生領五拾四ヶ村之内、御料私領合三十五ヶ村惣代私共一同奉申上候

一、横浜御開港ニ付諸品交易ニ相成候生糸之儀、横浜商人共奉願上候趣者、糸出所相札候処古糸多分持余し候間、外国江売渡旨奉願上候ニ付御差免之趣奉承驚入、乍恐御歎願奉申上候

桐生領五拾四ヶ村産物之儀者、永禄年中乍恐、東照神君様御旗被御用ニ相成御勝利被為遊、依之関ヶ原御合戦之節御旗数多御用ニ付、為御吉例野州小山御陣より過急ニ御用被為仰付、……（中略）……

全 東照神君様御恩沢与一同難有仕合ニ奉存候、然ル処近年引統養蚕違作ニ而糸直段年增高直之上、当夏上州筋稀成不作皆無同様之場所多分有之難涉至極罷在候所、当七月中より諸国商人共交易糸為仕入、上州信州共外奥羽辺迄多人数入込高価ニ買入、横浜江運送致専売渡（多分）之利潤ニ相成候ニ付、当節ニ至り候而者倍直段（ニ相

成候)、尤糸繭之儀者国産相管候諸織物之元(二)而、右様格外高直之糸を以織立候而ハ捌方ニ差支、殊ニ当節之姿ニ而外国糸仕入被致候而ハ、無程糸元品切ニ相成産業取統出来兼可申、左候迎前奉願上候通山谷地狭之土地ニ而農業而已ニ而者取統ニ相成兼、一同之者及飢渴候事ニ成行可申、左候得者御旗絹御役永御年貢上納辻ニ茂差支、必至与難波仕候ニ付恐多不願一同奉愁訴候、前書奉申上候横浜商人共より奉願上候ハ、全利欲之ため自己之勝手筋申立候儀ニ而、近年打統養蚕違作仕諸国共古糸持余し候様成儀曾而無御座候、乍恐此段御賢察被成下置、生糸併繭横浜商人共売買致候儀者御差止被仰付被下置候様奉願上候、右願之通御聞濟被成下置候得者 御由緒之地永産業相統相成、御年貢諸役永(御上)納出来、莫太之(御仁)恵与惣百姓一同挙而難有仕合ニ奉存候、以上(下略)」

以上の嘆願文のポイントは

- (1) 横浜の生糸交易は横浜商人から余剰生糸の申し出があったので許可になったと聞いていること。
- (2) 桐生領五十四ヶ村は家康以来の絹織物産地として特別な地位を保ってきたこと。
- (3) 本年は蚕の不作であった。夏七月頃から各国の商人が上州に入り込み生糸を買い集め始めた。このため九月頃には生糸の値段が倍になり、生糸原料の仕入れができず織物業が成立しなくなっている。

当地は山間地で他の産業が無い土地のため飢饉の心配もあるし、幕府に納める絹布の見通しも立たない。これを防ぐため生糸の輸出禁止を行ってほしい。

との内容である。ここでわかることは、桐生地域で生糸の買い付けが盛んになったのは開港から一月後の七月であること。買い付けは高価での買いあさりでも不作で値上がり気味だった地元を値を上げること

がわかる。また、桐生側の認識では生糸の余剰が原因で輸出が始まった訳であるが、元々近年の不作で糸が余る事自体おかしく、不足の実状を認識して輸出禁止を行ってほしいといった趣旨である。

余剰生糸の件は先に述べたように西陣の生糸価格を見ると長崎貿易で売れ残った生糸が京都に戻されるにつれて、春から夏にかけて一時的に供給量が増し、価格も低迷した事実からきていると思われる。このように全国的な市況と桐生の状況とは大きな違いがあった事実が浮かび上がってくる。

この嘆願書の提出後幕府から「追って沙汰するまで旅宿差控よ」との申し渡しがあり、嘆願者の地元に向けた手紙では「是迄の首尾極上々にて、御同様目出度奉存候」と前述を楽観している。おりしも横浜では運上所を通じて生糸の一日の売買量を統制するなどの輸出抑制策が取られた時期であり、この時点では幕府側の感触もよかつたのではないだろうか。⁽¹⁵⁾

3 江戸呉服問屋仲間(十月八日)、江戸糸問屋仲間(十月十二日)の嘆願

さらに桐生では在地の生糸買い継ぎ商十八人(総代は書上文左衛門、石井五右衛門、佐羽吉右衛門、藤生善十郎の四人)と関係のあつた江戸の呉服問屋、生糸問屋の組合にも幕府への嘆願提出を依頼した。

この結果、呉服問屋関係からはその組合行事である榎屋藤左衛門の代理が奉行所宛てに提出した。内容は、生糸高騰により呉服価格も横浜より生糸輸出が盛んになり、生糸値段が上昇しているという風聞も加わって一層の高騰につながっている。また横浜からの輸出は余剰品を輸出するという名目であつたのに実際は不足している生糸を輸出している。これらは非常に困るので早急に輸出を禁止してほしい、というものであつた。

また、同じく生糸問屋も同種の嘆願を提出したが、ここには横浜商人

が「余剰生糸」と呼んだ生糸のだぶつき状況について少し詳しくかかれて
いる。「昨午冬季以来当春註に至り長崎表より多分の生糸廻り候
趣にて、京地……」⁽¹⁶⁾と述べ、生糸相場が前年冬に長崎貿易の影響で高騰
しかけたが、春になって長崎が閉鎖されやや沈静化、下落傾向が始まっ
たとたんに横浜開港となり一転独歩高に走り始めた展開がわかる。また、
この間の横浜貿易が江戸の糸組合を通さない形で始まり、糸組合は江戸
を通過する生糸の統制を行いたい旨、また生糸自体の横浜移送を禁止す
るよう求めている。

このように糸問屋の嘆願は生糸の高騰自体よりも、株仲間の問屋制に
よる生糸の全国流通が脅かされたことに対する恐れの方が強い文面である。
また糸問屋は、この直後の十月末（二十一日以後）にも組合独自の横
浜調査を行い、横浜へ生糸を直接運び込む動きが一段と加速している状
況をうけて、改めて生糸貿易の統制¹¹問屋の支配を嘆願している。

この時点までは江戸の呉服問屋、糸問屋と桐生新町の利害はとりあえ
ず一致しており、また、生糸の在庫逼迫が十月に入ると桐生一地方だけ
の問題ではなくなってきたこともわかる。

4 第三回嘆願（十月二十四日）

この間公事宿に差し控えを命ぜられ待機していた六人であるが、時間
の経過につれて地元の状況の悪化がひんぱんに伝わってきた。すなわち
十月に入ると張訴が頻繁に行われ（詳細は後述）生糸の町外運び出しを
糾弾すると共に、直接的な打ち壊し行動を示唆する内容が混じるように
なり、町内は不穏な空気に包まれた。これを受けて、前回と同様の型式
で再嘆願が至急に実施された。その内容は、前回の嘆願時に「追って沙
汰する……」旨の返答があった後何も返答がないが、その間に原料の生
糸が切れ、休業する機屋が発生し、下織も仕事が無くなり「難渋飢渴に
及び候」という状況になっている。このため周辺五十四ヶ村の中心地で

ある桐生新町では「町役人其外重立候者共宅江不容易事共認張置候儀等
毎夜有之傍以一同心痛仕 此儘成行候ては、何様の変事出来可致も難
計⁽¹⁷⁾」と町役人宅に生糸商人糾弾や暴動予告の張紙が張られるなど不穏
な情勢が高まったとし、桐生で混乱が起きてもおかしくないと緊迫した
情勢を訴えている。

町役人をはじめとする桐生の支配層は、このような桐生市内の不穏な
情勢に慌てると共に、当国民衆の矢面に立たされる自分たちの行政的な
努力を継続している姿勢を見せる必要に迫られての再々嘆願実施であった。

5 第四回嘆願（大老井伊直弼他へ駕籠訴）（十一月九日）

上記のような逼迫した情勢下に行われた再嘆願であったが、依然とし
てすぐに結果が出ることは期待できず、一方桐生の民衆の不満は日々
高まり、騒動も起こりかねない状況であった。このため幕府と民衆の板
ばさみになってしまった詰まった嘆願者達については駕籠訴を執行するこ
とになった。二度の嘆願書の代表を務めた二名が二手に分かれ、十一月
九日午前に桐生新町の組頭古木四郎兵衛は大老井伊直弼に、如来堂村津
久井儀右衛門は老中間部詮勝へ直訴した。

嘆願内容はこれまでのものと変化はないが加えて、桐生新町の最近の
情勢は「機屋並に下織共一日日の菅方差支、是迄は衣類雑具等追々売
払其日々を漸相凌ぎ居候処、此節に至りては、必至難渋致詰、及飢渴候
様相成、悲嘆の余り最寄々々江相挙り集評いたし不穏の趣……」であり、
「外国人へ糸売買の儀弥増被招募候ては、一家康以来二百年余の由緒のあ
る御吉例の地が「忽ち潰れ退転は、眼前の儀と寝食も厭はず一同騒立ち
悲嘆罷在、此上何様之変事出来可申も難計、片時も安心不仕旨……」⁽¹⁸⁾と
いう切迫した状況から上訴にいたったと述べている。

ある意味でせば詰まった行動であったが駕籠訴は成功し、訴文は受
理された。また、訴人は両名とも一時的に拘束されたもののすぐに各領

主へお預けとなった。特に記録に残っている古木四郎兵衛（井伊への上訴）について言えば、何の咎めもなく当日夜には旅宿へ戻された。そして、後日（日付不明）井伊大老の屋敷に呼び出され「井伊より願いの儀聞き入れたので帰国するように」⁽¹⁹⁾との達しがあったという。

一方地元桐生では此の駕籠訴の一報が入ると、「実に驚き入右に付今晚も役人方は不及申、町々火消織屋方一同合（ヤマニニ料理屋）江打寄相談等有之……」⁽²⁰⁾のように新町の町役人と有力者が集まり事態を注視し、対応を協議したようである。ところが一夜明けて格別の咎めもなく領主お預けとなった事が知られると町中が安堵したようである。

こうして決死の直訴も表面的には何の効果もなく終わってしまった。しかし、前述したように、この時期の幕府は運上所を通じた貿易統制を続けており、それなりの効果はあがっていたようである。井伊が「願いの儀……」と申し渡したのもまんざら根拠のないものではなかったようである。すなわち、十一月二十四日登城した米総領事ハリスは老中脇坂安宅と会談し、禁制品以外の産物についても幕府が輸出規制をしている点を抗議した。対して幕府側から生糸を例に国内需要が逼迫している旨の説明がなされたが、ハリスはそれが条約違反になると指摘、制限は各国との協議によるべきと発言した。結局この会談を受けた幕府は、翌二十五日以後には運上所を通じての生糸の輸出抑制を中止させた。⁽²²⁾

6 第五回嘆願（十二月八日）

こういった事情を反映してか、輸出抑制中止の翌日の十一月二十六日、これまでの嘆願運動に対して幕府から呼び出しがあった。早速江戸に詰めていた六人が出仕、幕府の事情聴取を受けた。この中で幕府からは、「厚御理解の上、追て御沙汰可被為在間、御調中一ト先帰村致、糸商人共へも示談可致旨、被 仰聞……」⁽²³⁾との沙汰があった。つまり生糸輸出禁止は早急には無理であり、訴訟を中止し生糸価格は商人と示談せよと、

幕府がこの問題に関わらないことの説明であった。結局幕府は当面の輸出抑制策が失敗したことを受けて桐生に対しても生糸輸出禁止運動に引導を渡したわけであった。

しかし、この間も嘆願運動が続いていると言うことで抑えてきた地元桐生の小前層がいつ爆発するかわからないこともあり、嘆願者の六人は帰国を延ばし、幕府の言うような生糸商人との話し合いは不可能であるとの考えを述べ、再三の輸出禁止の嘆願書を提出して江戸を退去することになった。

そして十二月八日、五度目の生糸の輸出停止を求めた嘆願を行うと共に六人は旅宿を引き払い、九月以来の桐生地方から幕府への嘆願運動は終息する事となった。なお、この後も安政七年二月には再々の嘆願計画が持ち上がることもあったが、既に施米や町内生糸商への加罰など一連の地元での対策が進んでいることもあり中止となった。

7 嘆願運動の結末

このように七月始めから始まった生糸輸出禁止の嘆願運動は、ある部分では幕府を動かし、実際に横浜開港場の運上所による輸出抑制が行われた。そしてそれはハリスの抗議を招くほどの一定の効果はあったものの、桐生の糸価を下げるような成果をもたらすにはあまりに弱い政策であった。しかもハリスの一度の抗議によって即刻中止されるといった応急手当的なものでしかなかった。そしてこの後に幕府が貿易統制に乗り出すのは、翌七年春の五品江戸回送令であり、かえってこの間は国内品の輸出は全く経済の動向に委ねられたのである。

最後に此の一連の嘆願運動の費用について嘆願運動の事務方を勤めた稲垣考右衛門の「糸交易差止嘆願入用記」⁽²⁴⁾からまとめてみる。

まずこの帳面のはじまりが安政六年九月十五日であることから、嘆願運動が桐生領周辺三十五カ村からのものになってから（第二回嘆願以後）

表3 嘆願運動関係領主

進物贈り先	値段	知行所
酒井様御屋敷、御代官渋谷様、多田様、相馬様	三分	桐生新町
遠山隼人様御用人	一分二朱	下仁田村
中根様御用人	二分	如来堂村
内藤様御用人	二分	下久方村
落合様御用人	二分	新宿村

(「糸交易差止嘆願入用記」より作製)

の経費である。この日に二十五両の元手を持って嘆願者の六人が桐生を出発した。江戸に着いたのは十六日夜か十七日朝で十七日からは、代表者六人の所属する知行地の領主五家へ挨拶廻りに出向いている。進物を贈って幕府への嘆願を報告した領主は以下の通りである。(表3)

この五家には嘆願書提出の折の口利きを頼んだもので、加えてその後九月二十七日最初の嘆願の折にも、一分程度の礼金が支出されている。この他に掛かった費用は訴訟宿や旅宿への礼金、六名の代表者の滞在費、文具などである。

結局、総代が此の訴訟団へ渡した金額は八十六両二分一朱六五〇文であり、その他に訴訟団が使った金が九両三分三朱余で総額九十六両余の経費がかかった嘆願運動であった。これは後の述べる五回の施米の総費用が五〇〇両余であった事に較べるとかなり高価に感じた運動であり、ある意味では桐生町役人層の期待の大きさがわかる。

④ 桐生新町の対応2——張訴騒動と糸商人の処罰

ここでは安政六年九月から十二月を中心に下織と呼ばれる織物工業者の困窮の進展とその対策要求の激化、さらに各地での不穏情勢の醸成について考察しこの要求を受け入れる形で町内の商人小西屋幸次郎をスケープゴートとする、糸商人への処罰について見てみたい。

1 下織の生活不安

まず安政六年の生糸不足において桐生市内でこの影響を最も深刻に受けたのは、「機下織(はたしたじょく)」と呼ばれる製織工程の労働者のな立場を持った階層である。彼らは人数的にも機業関係の職業の中では一番多く、十年後の明治初年の調査では桐生新町に一一三戸、周辺農村に四戸となっている²⁵⁾。またこの機下織には純粹に織物に関わる者がいる一方で、先染め後織りの織物の準備工程には撚糸、糸繰、糸張、染色等、また仕上げ工程には張屋、紺屋、整理等……のいくつもの専門化した下請的な職業があり、ほとんどが零細業者として、それぞれが自宅を兼ねた借家の作業場で自営するのが基本的なスタイルであった。

ではこの時期の下織の困窮はいつ頃から始まったのだろうか。安政六年七月、桐生織屋一同名で幕府に最初に提出した第一回嘆願書にも既に「……休機致し、機職人共、暮し方に差支、多人数相拵り日々絹仲買問屋へ合力に参り候に付……」とある。ここでは下織の言葉は使われていないものの織物関係の職人がまず生活に困窮し、生糸不足解消のための何らかの直接行動を起こしているらしいことがわかる。

この下織の生糸高騰への不満がはつきりとした形で現れるのは、九月十日に桐生新町の名主長沢新助宛に差し出された「桐生領在下織一同」名義の以下の嘆願書である。

「乍恐以書面奉愁訴候

一、上州山田郡桐生領下織之者一同奉御歎願候、当七月中より於加奈川・横浜ニ交易御差免ニ相成候付、佐羽吉右衛門・藤生善十郎・小西屋幸二郎右三人之者共
御吉例之地ヲ忘却致、万民之難義所之衰微ヲ不厭、己之欲心ニ迷交易專ニ致、生糸類品切ニ相成候も難計、誠ニ辺々之糸高直ニテハ、定メシ織屋方渡世取続キも相成兼候与奉察し、既ニ此節ハ近在之内

二下職之者共余程相休居候者も相見へ、能織屋方皆休ニ相成候上者、桐生領者勿論足利近在村々下職之者共諸商人 御当所裏店ニ至まで渴命ニ及、其節者無抛難渋之者共一同打入乱ほふ相働キ、右三人者不申及御察も有之候糸多分ニ買入置、渡世取続キ居候機屋方迄一同打入可申事一血致、其節御当役様方江別段ニ御心配ヲ相かけ、其上御手数ニ預り、其儀甚恐入候間、前日之内書面ヲ以申上候、吉右衛門義者国産之御蔭ニて大家ニ相成、共儀ヲわすれ当所へ極内ニて絹柩ニ入、外品与見セかけ生糸多分ニ交易第一番出荷致候世間之噂サニ御座候、当年新糸より仕入方凡式万四五千両ヲ買入候風聞候へ共、只今打合之品仲々多分ニ無之よし、右働キかた御当地へ対しこくそく同様之致かた御座候間、打入乱入之義者吉右衛門第一番可致候、幸二郎儀者手前渡世ニも無之品譬少々たり共生糸ヲ仕入、世間之人氣ヲくるわし、其儀ならず木附子八百表余、凡目方千式參百貫目交易ニさし送り、為其二両ニ式貫目ほと直段ひきあけ、全ク小西屋之働キ故ニ候、織屋方迷惑致とりく之噂等も御座候、此者きも吉右衛門方乱入之節別段御礼手厚ク可仕候、御当所之 御吉例地江右よふ三人ヲ其俣ニ差置候ハ、既二国乱与相成一同歎ケ敷次第二御座候、何卒難渋之者共一同御助け被下候、御当所諸商人並ニ在方身柄之者共へ織立候絹之外機方ニ拘り候品交易ニ差送り候義者一切御差留之趣被仰付被下置候ハ者、右願之者村々凡式万人余之一同平安ニ納り、以誠ニ恭仕合奉存候、以上

安政六己未年九月 桐生領在下職者共一同

桐生新町

御役人中様⁽²⁶⁾

このように形式は嘆願書ではあるものの、実際は生糸高騰の原因をつくった者として、桐生に關係した商人の佐羽吉右衛門、藤生善十郎、小西屋幸次郎の三名の名前を挙げた告発と脅迫である。特にその生糸移送

の手口について、佐羽は「当所へ極内々にて、絹柩ニ入、外品と見せかけ、生糸多分に交易第一番出荷致候世間の噂に御座候、当年新糸より仕入方凡式万四五千両を買入候風聞に御座候……」であり、「国賊同様の致しかたに御座候間、打入乱入之儀は、吉右衛門方第一番に……」と言われている。

さらに小西屋は⁽²⁷⁾「幸二郎儀は、手前渡世にも無之品得心外々江ゆき生糸仕入、世間の人氣をくるわし、其儀ならず木附子八百表余、目方千二百貫目交易に差送り、為其両に二貫目程直段引上、全ク小西屋働き故に候……」と述べられている。このように小西屋のような元來は糸商人でない者も投機的に糸売買に参入した様子がよくわかる。また佐羽の買集めた生糸は二万四五千両と言う大量なものであった。以上のように一部は風聞と断りながらもその手口や仕入れ数字まで具体的に挙げ、桐生市内の生糸不足が市内の生糸商人の横浜への生糸出荷によって悪化させられている現状を述べている。

さらにこういった生糸商に加えて、一部の織屋は生糸の買いだめをしていたようであり「御察し之有候糸多分を買入置、渡世取続キ居候機屋方江も、一同打入り……」といった様にほとんどの機屋が休業しているなかで買置き置き生糸で操業を続けている機屋にまで非難の矛先が向ってきている。

そして、結論として「何卒難渋者共、一同御助け被下、御当所諸商人並在方身柄の者へ、織立候絹之外、機屋に拘り候品交易に差送り候儀は一切御差留之趣被仰付被下候はば……」と結んでいる。このように生糸不足により一番大きな被害を蒙った下織の中では、桐生市内の生糸価格の高騰は、市内の糸商人の買い占めと横浜移送によって引き起こされた」と解釈されていた。

2 生糸商人の実態

次にこの嘆願書に見られる桐生市場の生糸商人の行動について、比較的資料が残っている藤生善十郎を例に考察してみたい。藤生家は桐生新町の隣村の大間々町桐原で代々絹織物や生糸の買い継ぎ商を営んでいる家であり、桐生での生糸の販売がその商売の中心である。この時期、藤生家は早期に開港の情報を探み、安政六年四月二十八日には幕府へ売り込み商の営業許可を求めている。またこの中で売り込み品には既に生糸取り扱ひも含めて⁽²⁸⁾いる。このように準備を整えた藤生家は開港と同時に横浜に藤屋の屋号で支店を構え交易を始めた。記録によればその安政六年の生糸の売上金額は二四、五六〇両で、販売の三十五%の八、六二七両が横浜での販売、残りが桐生での販売であった。しかし利益面では、桐生の販売分六十五%からの利益は五五七両であるのに対し、三十五%の横浜販売分が二、八七四両を稼ぎ出している。このように開港が六月であり横浜での交易は約半年分に過ぎないながら、単純に比較して五倍近い利益を横浜交易から得ている事がわかる。そしてこの巨利に惹かれ翌年には取り扱ひ生糸の売上金額の九十二%⁽²⁹⁾(五七、三一三両×・九二二五、五八一両)は横浜で捌かれている。

このように記録上確実な藤生家の生糸販売が八、六〇〇両余であるから、下職の嘆願書で藤生以上に激しく糾弾されている佐羽の二四、〇〇〇〜二五、〇〇〇両という買入額がいかにばく大なものであったか想像できる。こういった桐生の糸買い継ぎ商の生糸の取扱量は横浜から輸出された生糸の総量に較べてもかなりの量であったのではないだろうか。例えば安政六年の半年間での横浜からの生糸輸出総量は二〇数万斤〜三〇数万斤⁽³⁰⁾で、開港直後の六月から九月の四ヶ月間では一万七〜八千斤程度と言われる。すると、ここにあげた二業者だけであってもその生糸買入れ合計額三万両弱の生糸(生糸が一斤一両と見れば約三万斤弱)は、

この年の輸出額の八分の一〜十分の一を占める膨大な生糸であった。しかもその生糸が、七月初と言う時点で横浜に差し送られたとすれば、黎明期の貿易の中でいかに大きな影響を与えたか想像できよう。

また、この時期の生糸貿易に関してよく引き合いにだされるエピソードであるが開港時の大商人仲居屋重兵衛が信州・甲州の生糸を開港前から買い集めさせた規模が数千両⁽³¹⁾というものが有名である。しかし桐生の地方生糸商が動かしたこの生糸の量は前述のように金額面でも桁が違うものであった事がわかる。

このように下職の嘆願で糾弾された三業者に限ってもその生糸取り扱ひ規模がいかに巨額な物であり、しかもそれが貿易の黎明期というタイミングにおこなわれていることから、この生糸移送は桐生はおろか関東一円いや全国の生糸価格暴騰を招くだけの意味をもっていたことが容易に想像できよう。

以上のように安政六年の桐生市内の生糸価格の暴騰と品不足は全国的なものとも明らかに異なる「地域的」な特徴がある。第一はその時期がきわめて早いことである。これは、六月に始まった横浜貿易が実際に機能していない時期に早くも生糸高騰が始まり、生糸販売が初めて行われたかどうかの七月初旬には生糸貿易禁止の嘆願が提出されているのである。一方この当時の西陣に於ける生糸価格は新糸の出荷、長崎貿易からの戻り糸を迎え、春に較べてむしろ低下していた時期である。

第二は、生糸の高騰が地元の糸商人によって極めて人為的に引き起こされている点であり、漠然とした「全国的な貿易の影響」によるものではない。いやむしろ桐生の動きが全国的な影響を与えたという主客が転倒した立場にある点である。

第三点は、生糸入手困難の原因の問題である。安政六年は蚕の不作で生糸の量自体が少なくなると思われていたが、例えば藤生家の生糸取り扱ひ量の点からのみ見れば、安政六年における桐生の需要家向けの生糸

の量は、翌年の万延元年のそれと較べれば量的には格段に多く、少なくとも安政六年時点での桐生向け生糸は量的にはそこそこ確保されているとも考えられる。このため桐生地方の安政六年夏～秋の段階での生糸の入手困難は、その量的不足であるよりも買い占めや横浜移送による値段の高騰にあったと言えよう。

このように地域的にはかなりはつきりした原因で生糸暴騰と品不足が引き起こされさらに、その原因を作った買い継ぎ商が、例えば佐羽家に見られるように、他方で江戸の呉服屋仲間へ嘆願書提出の総代になったり、生糸輸出禁止の嘆願運動に資金援助しているなど、ある意味でマッチポンプ的な行動を行っている点も見逃せない。そして、こういった買い継ぎ商の行動が彼らの営業活動や商品輸送の実務を支えている奉公人や人夫達から、同階層の下職達に伝わるのは間違いないところであったろう。その結果、こういった投機的な商業活動の余波で困窮した彼らが怒りを持ってその要求を突きつける対象を買い継ぎ業者に絞り、厳しい弾劾や告発、脅迫を行う原因となったのは必然的な成り行きであった。

3 張訴の横行

このように、この安政六年の夏の「市内買い継ぎ商の買い荒らし」を主原因とする生糸の高騰と品不足、そして下職の不穏な情勢に促された町役人側は嘆願といった形での幕府への運動を開始し、事態の解決を計ろうと試みた。またこの運動は一方では困窮を深める下職達の不満をなだめる手段でもあった。しかし、嘆願の効果はあがらず、地元の情勢が不穏になるにつれてあせりが高じて駕籠訴まで決行することになった。しかしついに十二月初旬には幕府から生糸商人との和議を勧める通告があり、事実上幕府の政策としての生糸輸出禁止は絶望的になった。

この間、生活不安が募る中で嘆願の成り行きを見ていた小前層からは十月にはいると脅迫的な「張訴」が現れるようになった。張訴は江戸後

期の桐生町内でも盛んに行われたもので、匿名の告発者が不正告発や嘆願を記した紙面を役人宅などに張り付け民意を伝える手段である。特に放火の脅迫を主にした「火札」もこの一種である。内容は公的私的入り交じり、町役人や僧籍者の不正告発から、私的な恋愛感情のもつれに発する放火の脅迫までかなり色々なものが混じりバラエティに富んでいる。おりしも安政六年から万延二年にかけて当時の町役人であった長沢新助がこの期間に回収したものが長沢家文書の中に十数通残存するので、これによって下職の動きを眺めてみる。

まず日付がはつきりしている中では一番早い時期、十月十六日夜の張訴状「乍憚以書付奉願上候」(長沢家文書 一七三八、四枚残存)では、前月の下職嘆願書に見られる単純な生糸の移送反対から、「……其の中にも糸多分買置、織屋方不承知被申候人は見留置、人々難渋も不顧不埒の至りに候間、一同打入、乱妨可仕候。……」と生糸を隠匿する糸商人・織物業者への告発と打ち壊しの脅迫が公言されている。

また、同じ時期の火札の中には、

「一、火札の事 壺丁目 八百屋常右衛門 御組合御用心成候」

(長沢家文書 一七三六)

「火札 元は糸や今は商渡世の人伊勢崎紺屋町名

古屋の娘嫁取る風聞これ有り子細有る女

故若し嫁取り候わば桐生残らず黒土致す

婿と勝負の上に取り殺し仕るべく候」³³⁾

といったものが残されている。

これらは、一見すると私的な怨恨の様にも見えるが、時期的な要素を加味するとあるいは生糸を野菜と偽って移送するのに加担した八百屋や、生糸移送の噂のある商人に対する嫌がらせであるようにも考えられる。³⁴⁾

さらに、駕籠訴後幕府から和議の沙汰があり輸出禁止の嘆願が絶望的になった十二月二十一日の張訴(長沢家文書 一七五二)では、生糸移

送を非難し、「……第一番に打ち壊し申し候 長沢新助、二ばん森宗五郎、三ばん元左衛門、四ばん小西幸次郎、五ばん小林長吉、六ばん山口屋伝吉……」と生糸を移送した者の名前を挙げて打ち壊しの脅迫を行っている。

また、同じ二十四日朝の張訴（長沢家文書 一七四二）では、宛名を「御役人中様」として

「湯沢村青木甚兵衛 桐生町三丁目森宗五郎、同二丁目 松屋元左衛門、三丁目入山吉右衛門、五丁目小西屋幸兵衛、村松（村） 堺屋新助、新宿 江原貞助、堺（境）野村 石井 右衛門」
の八人の商人とその手代と六人を名指し

「右八人の者処立規定を破り、横浜へ糸差送り候義儲成事に付、下方の者殊の外騒立、於今も町在へ二三十人内々評議不止事を何分鎮り不申、右の者共落合大勢に相成大変出来候事目前に存候、然者其懸より目指処八人に嚴重御掛合の程奉願上候。以上」

（長沢家文書 一七四二）
として執拗に生糸移送者の処分を求め、打ち壊しが起こると脅かしている。

また、同時期と思われる「口演」でも

「近來糸外国へ相渡候故殊の外高値に相成一統難渋の処猶又当初粗村の内より糸買メ横浜の地へ抜け売りいたし、箱入り俵物にして乾物菓物に紛敷荷作り、土地の糸迄見送り候不実意の物数多有之に付、糸払底に相成、織物渡世取統相成兼、下織小商人に至迄、一統及飢渴に、実以嘆へ敷事に候……」

とし、このままでは桐生新町自体が衰退してしまうとして

「……相図、空天に響候ハバ、町内は軒別不残出会可致、若不參の者は不実者衆類たるへく、勿論評議の次第に依て者、及乱妨候共、加勢の者下手人に相立不申、我ら十人にて引請、為土地の身命を投打、

数万の可飢難防もの也。」

（長沢家文書 一七四四）

とまるで一揆の呼びかけのように、呼びかけ人十人が責任をとるので打ち壊しに参加せよといった檄文にまで発展している。

このように下職等の要求は、この時点でもあくまで、生糸の町外打ち出し禁止と悪徳商人の処罰による生糸価格の正常化であり、それによって織物産業が復活することを主眼としていた。ただ小前層の生活が困窮の度合いを増すにつれて、各要求が打ち壊しや放火予告のような脅迫を背景とした過激なものに変化していった。

こういった動きは町役人の生糸輸出禁止の嘆願運動と論理的には繋がるものであり、生糸輸出の禁止という点では基本的に町役人層と対立するものではなかったはずである。しかし反面、嘆願の不調がはつきりするに従い、民衆の不満が直接、富裕層・町役人層へ向くことも十分考えられた。このため不満をため込んでいる民衆へはこれまでとは異なった何らかの対策を考えざるを得ない状況になってきたのだろう。

町役人側の具体的な動きは十一月中旬から始まったようである。まず新町を不安におとしられている放火の脅迫に対応して輪番の夜番見廻りが始められた。長沢家に残っている書付によれば、十一月九日から十二月三〇日までの間を二人一班の四班に四日に一度の割合で割り当てている。³⁵⁾

また、同時期の張訴の中には

「町内名主儀 為土地一命捨乱入徒党之者

強賊物取之様ニ心得 手先無宿之者大勢

集候故 隣家江対し候而者相済不申候得共不遠

焼払申候

森宗

又張札与笑

松屋

今二見ろ

小二し

堺屋〔長沢家文書一七四〇〕

というように、町役人層や商人側が打ちこわし勢力に対抗して無宿人の用心棒を雇って防衛していることを非難しているものもある。

このように町役人は一方では治安維持のための活動を行うと同時に、同じ時期には施米による困窮者の具体的な生活救済の準備も始まっていた。しかし一層対立的になった小前層の怒りを逸らすにはこれだけでは不十分だったようであり、さらに民衆の恨みを買った人物を処分する動きに発展した。

4 商人処分の実施

これまでの研究ではあまりとりあげられてこなかったことであるが、この時期の桐生では横浜に生糸を送ったことが明白である商人として、下職の嘆願書で指名された三人の内、小西屋幸次郎のみが領主より正式に処罰されていた。この動きを五丁目名主である新居喜左衛門の残した「喜左衛門日記」から見てみる。この日記では事の発端を以下のように記している。

「十二月二十五日

五丁目小西屋幸次郎義横浜江糸送り候趣ニ付度々張札等義之風聞

不届候ニ付 御領主様より慎被仰付候事

当御陣屋御白州において被仰渡候

我等参人立会

家主 清兵衛

組合 安兵衛

幸次郎代 龍 蔵〔喜左衛門日記〕⁽³⁵⁾

このように十二月二十五日付で桐生新町五丁目の借家人である小西屋

幸次郎は、生糸を横浜へ送ったことで張訴に悪評が載った事を理由に謹慎を申し付けられ営業も停止となった。ここで問題なのは生糸を横浜に送ったかどうか（まず間違いない送っているだろうが下職嘆願書にも書かれているとおり「譬少々たり共生糸ヲ仕入」でしかなかった）よりも、度々張札で悪名が流れたことが理由になっている点である。そして同じ文書によれば早くも一月十三日には五丁目からの嘆願書が提出され小西屋の謹慎解除を願っている。

「以書面付奉歎願候

当初五丁目左之名前之者一同奉申上候清兵衛店幸次郎儀

去七月中横浜江糸差送候段達 御聞同十二月中

御陣屋御役所被 仰付候趣者交易糸御差止歎願以前之

義与者乍申 不宜儀ニ付慎罷在候旨与仰付奉恐入候所

幸次郎義七月中差送候後者御国思願先非後悔致

其後糸荷一切取扱不申候儀相違無御座候格別之以

思召幸次郎慎御差許被仰付被下置候様

御上屋敷様江只願御執成被下何卒御憐憫之

御沙汰偏ニ奉願上候以上

安政七申年 正月

家主 清兵衛

組頭 伊助

同惣代 判頭 安兵衛 源兵衛 清兵衛 茂兵衛

半兵衛

火消 安兵衛 茂兵衛

正月十三日願出ル

町御役人中〔喜左衛門日記〕⁽³⁵⁾

この嘆願にも関わらず謹慎はとけず、同二十二日前後にも五丁目の町役人がそろって再度小西屋の謹慎を解除するように領主へ嘆願を行った。

この結果

「二六日

御領主代官渋谷新兵衛様御出役付今日御陣屋

御白州ニおいて慎御免ニ相成嘆願書面差出し相済

五丁目内惣百姓并火消兩人加印町方百姓兩人加印

連印ニ而書面差出し昨二十六日御免ニ相成今日両火消を以

町役人方託入相済し候事

正月二十七日」(喜左衛門日記)⁽³⁶⁾

とあり一月二十六日に小西屋は桐生陣屋の御白州でやっと「慎」の解除を申し渡され、営業も再開したと思われる。

またこの史料からわかるのは、元来小西屋は生糸買い継ぎ商ではなく、開港の生糸暴騰を目論んで異業種から参入した者であったこと。また実際に七月中横浜に生糸を送った事は間違いないが、ただし桐生三十五ヶ村の嘆願の前であった事から情状酌量の余地ありとなったようである。

しかし前にも述べたように七月は貿易本格化前の時点であり、たとえ量的には大したことが無くとも生糸移送としては非常に早い時期であり、桐生周辺の生糸価格を暴騰させる引き金を引き「世間の人気をくるわし」たことがわかる。

しかし実際の生糸移送は、佐羽や藤生などの生糸仲間に属する古手の商人によってもより大規模に行われたはずである。おそらく小西屋は、九月の下職の町役人向けの嘆願書、さらに十二月の張訴が八人の生糸商の名前をあげた際にも、無宿人の用心棒を非難した際にも指名指弾されているなど、何かと小前層からの非難が強かった点。また織物加工の材料と思われる木附子(きぶし)の値段を引き上げて織屋層の反発を買ったことがあった。これに加えて、本来が生糸売買仲間の商人ではない上に借家層であるなど桐生新町商人なかでは新興の点を衝かれて、下織達の怒りを鎮めるためのスケープゴートにされたのだろう。

このように十月以後の小前層の要求の一つであった生糸移送商人の処罰は小西屋の謹慎で実現した。このためこれ以後は目立つ形での桐生町内の商人の横浜移送や買い占めは姿を消したと思われる。しかし、既にこの時期になると生糸輸出は本格化し、全国の在郷商人が生糸を横浜目にかけて送り出すことが日常的になり、生糸の高騰は桐生の生糸商のみの問題ではなくなっていた。

さらに桐生に戻れば、小西屋一人は処分されたが、例えば佐羽や大間々の藤生のような本来的な生糸商が処分された形跡はない。そして先の張訴状にも見られるように桐生三十五ヶ村が輸出禁止の嘆願を継続する間も、あるいは公然とあるいは密かに生糸の横浜移送は継続されていたのである。このため安政七年正月付けの張訴(長沢家文書一七四九)でも一丁目の商人六人が横浜へ生糸を送ったと名指しされている。

⑤ 桐生新町の対応3——救い米の支給

このように下職の要求は実現させたものの、生糸の輸出の動きは幕府・領主の権力の範囲を超えた所まで進み、その動きは止まらず値段の高騰も防ぎ様の無いことがはつきりしてきた。このため依然として休機は解消せず、小前層の生活不安は高まる一方であり、具体的に何らかの援助を行わなければならない状況が現実になってきた。

桐生新町では町内の窮民に対する救済手段として従来から施米が行われており、近くでは天保七年の飢饉、嘉永五年の黒船騒ぎの休機時に実施していた。

1 救い米の準備

まず、救い米の実施の経過を概述すると以下の通りである。救い米の動きが始まるのは十一月の中旬以後であり、最初に町内有力者から寄付

表4 施米への献金額と献金人数

93両 (100俵)	1人 (佐羽)	7両 (8俵)	5人
46両 (50俵)	1人 (書上)	4両 (5俵)	5人
23両 (30俵)	3人 (森・矢野・小西屋)	3両 (4俵)	4人
18両 (20俵)	1人	2両 (2俵)	2人
14両 (15俵)	4人	1両 (1俵)	4人
9両 (10俵)	7人	合 計	37人

(「従安政六巳未十二月至翌申三月御救米請払取調帳」(長沢家文書86)より作製)

を募り施米のための基金を創った。同時に各町内の困窮者名簿を各町で家族単位で作製した。当初の対象は下職・小前層である借家人のみであったが、後には家持ち(百姓)についても同様の帳面が作製された。そしてこの名簿を元に安政六年の十二月から翌年の四月までの間に五回にわたって施米が実施された。

次にこの施米について内容と経過を詳細に見て行きたいと思う。

施米の動きの最初に始まったのが基金の創設であった。寄付の募集は町役人によって行われ、まずは領主松山藩主からの寄付を取り付け、施米の正当性と権威のシンボルに立てた。そして富裕者中心に寄付を募ると同時に、米の買い上げで潤うであろう町内及び町内に米を販売している穀屋からも寄付を募った。

実際の寄付の動きを「従安政六巳未十二月至翌申三月 御救米請払取調帳」(長沢家文書 八十六)に見てみる。同帳

面には記載されている寄付金額と寄付者名が、概ね三段階に分かれての金額順に書かれている。最初は領主の寄付を先頭に基金の中核になる高額の寄付者六人が金額順に並んでいる。次は金額順に二十三両から四両まで十一人が、その後ろには多少ふぞろいな金額順で十四両から一両までの寄付者が並んでいる。このようにおそらく町内の最有力者から徐々に普通人に近い者へ段階を追って集金がなされたようである。また穀屋分については穀屋仲間できりまじめを行ったようであり最初から整った型式で書かれている。寄付は「米〇俵」と言う形で受け付けるもの。実際は金納で、一両で玄米四斗三升九合の割合で計算し(ほぼ一俵一両弱)米の俵数に直

して受け付けた。領主からは米二十五俵と四十三両余で三斗八升入米俵七十五俵分、篤志者は計三十七人で拠出の合計金額は四七四両余、また、穀屋は二十一軒で玄米七十一俵(四斗入り正米)が寄付された。ちなみに富裕者の献金額は上記のとおりである。(表4)

またこの寄付者の内訳を見ると、先に挙げた安政五年の松山藩御用達の名簿(二十三名)と重なる者が数名であり、五人をのぞいた残り三十二人はすべて苗字を名乗っている。このことから、寄付者はこれまでも町政に関わり、領主にもそれなりの貢献をしてきた富裕層であることがわかる。また、生業は絹買い商、織り屋、質屋などである。ただ、表4にあるように生糸を送ったといわれる商人、佐羽・書上・森・小西の四人の献金額合計だけで百八十五両になり、その中心は糸商人であることがわかる。

2 受給者名簿の作成と対象者

次に施米の対象を決めるための名簿の作成が行われたが、現在は桐生市立図書館に保管されている長沢家文書「安政六年巳未十二月至申年三月 御救米願人別控帳」、「万延元年申四月 御救米願人別控帳」(長沢家文書 八十六・八十八)の二冊の資料を元にこのあたりの事情と受給対象者の人物像を推察してみたい。

まず同資料によれば、名簿の作製は安政六年十一月中には開始されたようである。また当初は安政七年三月を持って終了する予定であったらしく、同月の四回目支給後に一度はめられている(前者)。従って、翌々月四月の五回分にあたっては別帳簿(後者)を新規に作成している。

名簿登載者のみが施米の範囲であり、その登載には一定期間桐生新町に居住していることが条件となったようである。名簿には印頭(五人組の長)別の大家毎に家族単位で名前、続柄が記載された。このように施米の範囲は新町の居住者に厳しく限られ、実施中にも転居等に応じて名

簿の修正も行われ、一般に居住しなくなるとその権利は無くなり、支給は停止された。

また、この施米を受けるためには希望者が自分で申請したようであり、これを町内毎に印頭（五人組の長）別に書き出し帳簿を作製した各町内分をまとめて一冊に記載したようである。希望者は回数を重ねる毎に増えた様で、どの町内も毎度名簿搭載者が増加している。

次にこの施米を受けた店借り層はどんな階層だったのだろうか、前出の二つの帳面から考察してみたい。

最初にこの施米を受けた「店借り層」は、前出の「従安政六年巳未十二月至翌申四月 御救米請取調帳」の前文に「下織、小前……」の記述が見られることから、厳密に織物関係者の「下織」のみを対象としたものでは無いことがわかる。また、とすれば施米受給層の中の下織の比率はどのくらいであっただろうか。

これに関しては残念ながら台帳に対象者の職業の記載がないためはっきりとしたことは不明であるが、三丁目町内で作った台帳用の下書き用と思われる「御救米再願 三丁目」（長沢家文書 三一五）と題した帳簿が同資料の中に残されている。ここには三丁目の安政七年二月頃からの名簿追加者二十七名が職業共に載せられており、その内訳は以下のようになる。

賃機渡世	七	賃根巻渡世	一	賃より渡世	一
日雇い	六	大工	三	屋根渡世	一
建具職人	一	魚屋	一	不明	二
				計	二十七

このように織物関係者は三分の一の九名で、純粹に機下織と呼べるのは賃根巻と賃よりの二名のみである。この比率については時代は少し下るが、明治三〜五年の借家人七三九戸の職業別分類表³⁷⁾によれば、店借り層で機下織に分類されたのは六十八戸で総戸数の十三％程度、これに機職・絹買・糸屋・張屋・紺屋・紋屋・機関係職人・打紐・賃機などの織

物関係すべてを加えても約四十二％で半数弱となっている。この点から見てもこの施米が機関係以外の借家人（小前者に広がった事がわかり、休機の影響が町全体に広まり窮民が発生していることがわかる）

次にこの施米の対象は桐生新町の全住民のどのくらいの割合だったのだろうか。この台帳に載せられた戸数と人数を四年前の安政二年の戸数・人口と比較してみる。安政二年、桐生市内の総戸数は九八八戸（内借家が八三六戸）で総人口が四、〇九二人であった。一方安政六年に施米を一回でも受けたことのあるのは七二二戸で、内訳は百姓が一一〇戸、借家が六一一戸である。四年の差を考えずに計算すれば実に桐生新町の総戸数の七十三％が施米を受けたことになる。また人口比では、台帳に搭載された総合計人数が二、五七〇名であることから、四、〇九二人との対比ではその約六十三％になる。もつともこの人口から当時の奉公人数の六〇〇人前後を差し引けば、約七〇％が対象となった事になり、戸数別の数字とも近いものになる。

また階層別に受給率を見ると、それぞれ受給者は小前（借家）層の七十三％、百姓層の七十二％となり、階層別での差はほとんど無い。

このようにこの時の施米は、町内の上層家持ち層とその奉公人を除いたほとんどの借家層、また多数の下層百姓層が受給した桐生新町の全町民を対象にした大規模なものであることがわかる。

さらにこの台帳から施米対象者の世帯構造を考察してみる。施米受給者の内店借層の家族についてと、百姓層についての世帯別家族数の表を（表5）に示す。

一般的にみると店借り層は、夫婦と倅・娘等と書かれた子供が二人程度という核家族が基本で、人数的に多い家族は子供数が多くなっている。また逆に世帯人数が少ない家庭は、まだ子供が少ないか、あるいは子供が大きくたって独立したり奉公等にでている形態が多いようである（奉公等から帰郷したので名簿搭載を願い出したり、あるいは逆のケースが散

表5 世帯別家族数

階層 家族数	店借り	百姓	合計
1人	41戸	6戸	47戸
2人	132戸	22戸	154戸
3人	166戸	22戸	188戸
4人	135戸	19戸	154戸
5人	86戸	9戸	95戸
6人	27戸	15戸	42戸
7人	16戸	9戸	25戸
8人	4戸	4戸	8戸
9人	1戸	1戸	2戸
10人	2戸	2戸	4戸
11人	0戸	1戸	1戸
平均値	3.45人/戸	4.2/戸	3.56人/戸

(「安政六年己未十二月至申年三月 御救米願人別控帳」、
「万延元年申四月御救米願人別控帳」(長沢家文書 86・88)より作表)

見される)。さらに、希にかなりの高齢者とその世話をする親族という場合もある。

逆に少数なのが男性、女性の単身者の家であり、店借り層の七%弱に過ぎない。特に女性の単身世帯はほとんど無く、あっても高齢者と思われる。このようにほとんどの世帯がなにかしらの形で複数親族との同居であり、仕事の為の一時的な仮住まい的な世帯は少ないように見える。

これに対して百姓層では三世代家族が目立ち、夫婦とその父母、その子供が同居している形態が多い。このため世帯人数も店借り層よりも一人弱多くなっている。また、奉公人のいる家族は皆無であり、家業の経営状態も中小から零細規模のものであると考えられる。それにしても四・二人/戸は当時の農村の家族などと比較しても家族数は少な目であり、都市的な特徴が窺える。

以上、店借り、百姓層共に全世帯の約七割がこの名簿に記載されているので、特に成功している一部の家族を除いた平均的な状況がこの統計に現れていると考えられる。

3 施米の実情

施米は安政六年十二月一・二日の両日から始まった。町役人とこの施米の米を買い上げてもらった米屋が実際の施米を行った。また実施は陣屋に場所を決めて支給した⁽³⁸⁾ということである。実際、前述の請け払い帳に、金三分五厘を「十二月朔日二日両日被下節、五拾人前并当代」、金二分が「十二月二十六日三十人前右同断」として支出した旨の記載があることから、一日に三〇〇五〇人がこの施米のために仕事をした事がわかる。

また、第一回目は対象者四〇〇〇人前後に対して施米に二日かかっているが、二回目は八〇〇人前後を一日でこなしていることから、あるいは支給方法が変わったのかもしれない。いずれも支給は前述の台帳によって厳格に確認されたと思われる。支給済みの者には家族毎に各回別の確認印が押されている。

次に支給内容であるが、これは正規の町民である百姓と店借りの小前層の間で区別があった。また、実施回数も店借りが四回、家持層の百姓が二回であった。支給は米と銭に限られ、災害時などに見られる炊き出しのようにその場で食べられる形での支給は全く行われなかった。また、施米開始当初は百姓層は対象にしていなかったとみえ、百姓層が前述の名簿に現れるのは三回目以後の事で、休機の影響が百姓層へも拡大した様子が窺える。

支給内容は店借りには、男女年齢に関わりなく一人あたり米四升で家族人数分、また最後の四月はこれに加えて一人あたり銭五〇文を家族分であった。百姓には一人あたり米七升で、やはり性別年齢関係なく家族分を支給し、加えて一軒あたり銭千文支給が基準であった。このため、最大限支給を受けた者は店借りで十二月一日から四月八日までの間に四回の合計で一人あたり米十六升と銭五〇文を、百姓では二回の合計で一

表6 回数別各町内受給者数
(上から受給人数、受給米の量、受給金額合計)

月日 町内	12月1日	12月26日	2月6日	3月晦日	4月8日	合計
1丁目	148人 634斗	226人 985斗	250人 1,104斗	47人 329斗 3両2分	240人 1,104斗 3両1分	911人 4,156斗 6両3分
2丁目	52人 211斗	91人 367斗	129人 519斗	1人 7斗 1分	182人 758斗 3分	455人 1,862斗 1両
横町	37人 150斗	78人 295斗	135人 565斗	21人 147斗 1両	154人 682斗 1両	425人 1,839斗 2両
3丁目	62人 248斗	115人 452斗	126人 508斗	41人 287斗 2両2分	286人 1,261斗 2両	630人 2,756斗 4両2分
4丁目	51人 216斗	94人 388斗	102人 420斗	18人 126斗 1両	161人 698斗 1両	426人 1,848斗 2両
5丁目	88人 364斗	128人 557斗	209人 963斗	79人 483斗 3両1分	345人 1,464斗 3両1分	849人 3,831斗 6両2分
6丁目	44人 180斗	132人 534斗	221人 965斗	73人 511斗 4両	307人 1,453斗 4両	777人 3,643斗 8両
合計	482人 2,003斗	864人 3,578斗	1,172人 5,044斗	280人 1,890斗 13両2分	1,675人 7,420斗 15両1分	4,473人 19,935斗 18両1分

(「安政六年己未十二月至申年三月 御救米願人別控帳」、「万延元年申四月御救米願人別控帳」(長沢家文書 86・88)より作表)

表7 回数別受給数

階層 回	百姓	店借り	合計
0回	0戸	9戸	9戸
1回	58戸	325戸	383戸
2回	37戸	111戸	148戸
3回	10戸	99戸	109戸
4回	5戸	67戸	72戸
5回	0戸	0戸	0戸
	110戸	611戸	721戸

(上資料より作表)

このように受給回数は一回のみ受給の家が圧倒的に多く、かつその一回の施米も最後の第五回目に集中している。例えば店借りでは第五回目(安政七年四月)だけを受給した戸数は二五六戸、百姓でも第五回のみが二〇戸、第四回のみが二十六戸と受給戸数の約四十一%が終了間際で一回のみ受給した家である。

また、回数別の受給者では、安政七年二月六日の第三回時点で店借りのみで一、一七二人、四月八日の第五回の百姓・店借り合わせた一、六七五人が大きな数字である。この数字からゆ

人あたり十四升と一軒につき錢二千文を受け取った計算になる。

また天保七年の施米では店借り層を「借家」と「披露無之借家」に分け後者は六〇%程度の支給に抑えた実績がある。⁽³⁹⁾ この「披露無之借家」がどういふものかはつきりしないが、恐らく人別帳に正式に住民登録されていない家と推測される。またこの安政六年の名簿でも約一割程度がこの披露無之借家として分類されているが施米の実施段階ではまったく差が付けられなかった。

安政七年は閏年で閏三月があったため、最初の支給から最後の支給までの間は五ヶ月約一五〇日間である。この間の最大量支給者の場合を日数で割ると、店借りは大人・子供の区別なく一人あたり一日に約一合と

なる。比較対象として適当かわからないが、戦時下の昭和十八年頃の米配給規定が二合三勺/人日であったことを考えると、施米だけではとても生活できないことは明らかである。

ただ、この時期糸不足による休業で同じように施米を実施した京都の西陣では一日分として男五合、女二合半(大人のみ)で五〇日分の現金支給であった。これならば家族を四人とすれば、七・五×五〇日〓三斗七升五合の支給であり、一方桐生の場合ならば十六×四回〓六斗四升となり、子供についても大人同様に支給した桐生の方が支給が良かったことになる。桐生の方がいるはその分だけ状況が深刻だった証なのかもしれない。

次に町内別に各回毎の人数と米、銭支給量の表を示す。(表6)

このように桐生新町七町内でこの施米を受けた人数を見ると一丁目が一番多く、延べ九一人、次が五丁目の八四九人、六丁目の七七七人である。

さらに戸別の受給回数(登録済み家族)については以下のとおりである。(表7)

このように受給回数は一回のみ受給の家が圧倒的に多く、かつその一回の施米も最後の第五回目に集中している。例えば店借りでは第五回目(安政七年四月)だけを受給した戸数は二五六戸、百姓でも第五回のみ

が二〇戸、第四回のみが二十六戸と受給戸数の約四十一%が終了間際で一回のみ受給した家である。

また、回数別の受給者では、安政七年二月六日の第三回時点で店借りのみで一、一七二人、四月八日の第五回の百姓・店借り合わせた一、六七五人が大きな数字である。この数字からゆ

ば、五回目などの人数は当時の桐生新町の人口が約四千人と言われるのでその四割となる。

この大量の受給者を数えた四月八日の第五回目の施米については当初は予定されていなかったらしい。現在残っている支給台帳を見ると、一回から四回目までが一冊の帳面で、四回で終了するような形で使用されている。これに対して五回目はわざわざ新規の帳面を製作して支給しているのである。恐らくこの施米は、後述するように安政七年の三月を迎えて再び高まった帳訴や不穏事件への弾圧と一方で懐柔という政治的な配慮であると考えられ、また同時に比較的豊富に集まった義捐金を使い切ってしまうという意図もあったのかもしれない。

そして特に百姓層の六割、店借り層の五割強を占める一回のみの受給者はこの最後の第五回目に集中している。想像になるがこの時点での施米は困窮者のみではなくある程度の富裕者を除いた町民全員に「振る舞われる」様な形のものではなかったのだろうか。

4 新町住民の鎮静化と周辺への騒動の波及

次にこういった桐生新町の施米の実施に対して、窮乏した住民の反応はどうだったであろうか。町中の治安情勢のパロメーターでもある張訴は年を越すことで一応影を潜めた。しかし施米は桐生新町住民のみを対象に行われたため、今度は嘆願にも関わった周辺の村々で織物産業に関わりながらも施米の対象から漏れた住民の不満はかえって増大した。

また加えて、年を越えても相変わらず生糸の横浜移送は続いたようであり、先の十二月二十四日の張訴でも告発された堺屋（新町六丁目）が生糸を横浜に運んでいった折、その跡を付けた下織が何らかの問題を起こし、新町六丁目の浄運寺等が間に取って取りなした事件があった⁽⁴⁰⁾。このような事態に対して下織等からの脅迫は陰に日向に継続されていたようである。

このため安政七年二月、ついに領主松山藩の桐生陣屋はこういった不穏な情勢に対する警告ともいえる声明を出した。

「桐生新町へ」

去未夏以来糸相場追々稀成高価に相成、織屋共職業難営休機多分に相成、下職並賃稼者共既に飢渴にも及ぶべき程にて、難波致候旨町役人より申立候趣、不便の事に被為恩召一統何様にも無難に永続為致度との御趣意にて、格別之御慈悲御救米被下置罷在候、尤身元相応にて頂戴不致ものたり共、御仁恵難有可奉候処、旧冬中大勢の中には種々取巧いたし、又は押借同様の所業或は不取留流言致し人心犯惑為致候者有之哉之由、粗々相聞不埒の事に候、依ては急度可遂穿議の処、当春に至候而は、穩にも相成候に付、不及其儀間向後如何の所業致し候もの有之ハ、即刻可訴出候、早速召捕其品吟味の上厳重御咎可被仰付候、若及見聞候ても隠置、於不訴出は、当人同様御咎可被仰付候間、右之趣借地借家の者へは、家主より厚申諭、正路第一いたし、心得違無之様常々質素儉約相守、身分相慎取統方專要心掛可申、假令萬一近村騒立候儀有之共他村に出申問敷、名主組頭の下知を受け、其町々限厚申合、火之元用心いたし徒党ケ間敷者と見受候はば、他村の者、町内へ入申問敷候、其場に臨み他行等致し、申達を相背き候者於有之は、是又急度御咎可被仰付候間、呉々心得違無之様可致候もの也。

（萬延元）申二月⁽⁴¹⁾

この布告をきっかけに、治安を乱す行動を取る者には、新町はもちろん周辺の村々においても領主や幕府の権力を使った強権的な対応が行われた。有名なのは桐生新町の西に隣接した新宿村の織屋の江原貞助への脅迫事件である。

この江原貞助脅迫の事件は安政七年前後の桐生周辺部の小前層の動きの典型と思われるので少し詳しく紹介したい。まず江原貞助は桐生新町

の南東に隣接する新宿村の織物業者であり生糸の販売にも携わっていた。このため、この年の生糸不足にあたってはその原因を作った一人と考えられ、十二月二十四日の張訴にも名前が挙げられて糾弾されていた人物である。しかしながら江原は桐生新町の業者ではないことから施米の寄付も行うことなくこの時期を過ごしていた。しかし桐生新町の施米が周辺部にも伝わると、生糸で稼いだであろう江原に対する張訴が相次ぎ、放火の脅迫が行われるようになってきた。以下その経緯を当時の文書にみてる。

まず、安政七年の年明けはじめには

「安政七庚申年正月二十七日

新宿江原貞助方江度々

火札者り候一件二付風下

一同なんぎの向二而懸合シ

以趣二而金五十両二而齊方

……(中略)

二月四日江原より夜番札

二御礼金二分年玉とて

被下候此夜番一同此年

初午十一日候江共丙午二而

十日二取返して相祭申候……」⁽⁴²⁾

というように江原家の周囲に火札の脅迫があり、新宿の住人は江原に迫り五十両を出させている。またその後は放火を警戒して町内の夜番が置かれ、これに対しても小遣いを出させていることがわかる。しかしうがった見方をすれば、あるいは火札の張本人もこの中にいたかもしれない。生糸で儲けた江原に対して、住民が一体となったゆすりまがいの行為が行われていたようにも思われる。

このように桐生新町と路ひとつ隔てたため施米から漏れた周辺村の小

前層は、その村の名主や生糸商人に新町同様の施行を求めた行動を起こしたようである。恐らくこの新宿の火札の迷惑料や夜番の札といった形での、窮民・小前層への給与はその典型的なものである。また、こういった恐喝に屈した江原の姿勢は次の脅迫を招いたようである。江原が夜番に気を遣った直後この事件は発生した。

「二月二日天気

百瀬章蔵様御廻村

新宿村貞助宅江本宿村

百姓忠五郎堤村神主河内

右兩人之者共貞助義横浜

江生糸差送候廉を以当月

一六日昼頃より下織難渋

之者共救之為金子其他

米等借受度趣を以今日迄

居込同様体二而罷在候義二付

貞助方より御廻村先江願出

相生町江廻村二相成候節右

兩人御召捕二相成……(以下略)⁽⁴³⁾

とあるように本宿村忠五郎と堤村の神主河内が、新宿村の江原の家にやってきて困窮者への施米を要求して家に座り込んでしまい、そのまま七日間も居続けた。このため困った江原は折しも廻村中であった関八州廻りの百瀬章蔵に訴え、捕縛してもらったという記事である。

新宿村の住民の動きに便乗した忠五郎達の行動は彼らが新宿村の隣村の住人であることから、江原貞助が張訴で告発されるように桐生新町と周辺村の小前層全員から恨みを買っていた人物だったのか、あるいは忠五郎達が常習的に強請などを行うアウトロー的な人物であるとも考えら

れる。また、この江原事件に関係しては桐生新町六丁目の店借り定次郎がこの居座りの間に忠五郎（嘉伊次）に会いにいった件を町役人に申し出、町役人が陣屋に届け本人を謹慎させた記事がある。（長沢家文書 四〇七）この記事は二月十八日付けとなっており、日付で見ると限り前出の首謀者の捕縛の三日前であり、この時点に於いて既に定次郎は自首を申し出したことになる。また後述するがこの約一月後の新町で張訴で逮捕された者の中に「六丁目定次郎」があり同一人物と想像される。このようにこの事件は生糸で利益をあげた商人による困窮層への施業による懐柔と、公権力を利用した抑圧という桐生新町同様の事態が、その周辺地域においても生じていた事を示している。

周辺でこういった小事件が起こる中、桐生新町においても、陣屋・役人側の厳しい姿勢により二月中旬以後は施米要求や張訴は影を潜め、桐生新町は不景気な中にも静穏が保たれるようになった。

その後、不穏な情勢が再現するのは三月の桜田門外事件後に米価が上昇し生活不安が高まった折であり、再び町内に張訴が現れた。しかしこの時には前の布告に従って張訴犯人の捜査が行われ、下手人として三人が召し捕られた。検挙されたのは二丁目の定吉、四丁目の林右衛門、六丁目の定次郎とある。前述の定次郎が再度検挙されたのであり、このように三月期の張訴には一般住民の運動というより、定次郎のようなアウトロー的なつながりのある人物の関与も感じられる。

ただ、その一方ではこういった厳罰方針への反発としてか、この張訴犯逮捕の後の閏三月七日夜、これまでにないような激烈な内容の張訴が行われた。

「安政六年中口上

口上ながら御やく人様申上、桐生町在かう（郷）ものただ今まで、御たすけ米にていのちをつなぎ、まことにまことにありがたく奉存候。鹿（しか）ればただ今とも御ぞんじの通りとせい（渡世）な

き候得ば、在がふ（郷）かつめい（渴命）におよび候間、御やく人様も一たび十日までに御たすけ可被下候。直又此儀御ききすみもなき候得者、桐生在かう（郷）のこのことの一どふ（同）にあすま（吾妻）山にてそふだんの通り、れん半長（連判状）町のものとも御ききすみもなき候得者とてもひしぬ（餓死）には、名主はじめ、やく人様⁴⁵のくびきぬきそれにてあづま山にて一めい（命）するものなり」

この張訴によると要求は施米そのものであり、初期のものに見られたような織物業復活のためとか、地域の振興といった要求は消え、また要求の相手も直接的に桐生新町の町役人層に絞られてきている。そして、さらにその要求を集団的な暴力を背景に突きつける方法になっている。

結局この張訴による不穏情勢の再現を恐れた町役人は、四月八日にはこの状況への懐柔策ともとれる、当初の予定になかった五回目の施米を実施した。前述したように、この第五回の施米ではそれまで施米を受けてこなかった住民も含めて約千七百人近い大人数が受給した。これも前述したようにこの回だけの施米を受領したり、百姓層も大量に受領している点から、施米自体がそれまでの本当に困窮した者の救済から、町内住民の不満をそらす事を目的とした大盤振る舞いに性質が変わったように見受けられる。

このように安政七年二月以後は、町役人・陣屋の硬軟を使い分けた窮民対策は奏功し、相変わらず高騰した生糸価格のもとではあったが細々とした織物生産が継続されるなかで下職などが失業問題から町内を不穏な情勢に陥入れることはなくなった。

⑥騒動の終焉とまとめ

以上のように桐生新町を発生源とした安政の生糸不足騒動は、安政六年七月に発生し約十ヶ月後の万延元（安政七）年四月に至ってほぼ沈静

化した。その理由は幾つか推測される。例えば開国によるインフレーションの中で生糸価格の上昇を製品価格に転化できるようになり織物生産が徐々に復活したこと。

さらに生糸は増産が進んだが、生糸価格が高値で安定したため早くも翌年には輸出と国内販売の利益率が変わらなくなり、地域内での生糸消費にも原料がまわるようになってきたこと。このため価格は上昇したままでありながらも品物の量は何とか確保できる状況が常態化してきたことなどがある。

このように織物業自体にも薄明かりが見えると同時に、織物業の混迷の一方で未曾有の景況を迎えた生糸生産には製糸と養蚕のために多くの人手が必要であり、また養蚕や製糸の道具や消耗品も生産されなければならず、地域としての桐生にすべての職が無くなる状況ではなかった。こういった変化で桐生新町の情勢は一応の落ち着きを見せるようになったのである。

そこで、安政六年のこの間の騒動を振り返ると、

(1) 開港直後あるいはそれ以前に始まった地元糸商人による生糸の買い占めと横浜移送による生糸価格の高騰と品不足による休機。これに対応した七月から十二月にかけての町内役人や生糸商人・織元の資金提供と周辺村の名主層を主力とした幕府への生糸輸出差し止めの嘆願運動の段階。

(2) 九月から翌年一月までの窮民の嘆願から張訴、さらに一部の騒動などの示威行動とこれに応えた、投機商人の処罰による小前層の政治的要求の実現化の段階。

(3) 最後に時期的には多少前後するが、安政六年十二月からの施米による小前層の経済的要求の実現及び安政七年二月から四月頃の張訴人や強訴人の逮捕弾圧とこれに並行した懐柔的な施米の段階。の三期に分けられよう。

幕府への嘆願を主とした第一段階では、在地の生糸商人が大きな原因を作った生糸高騰に対して町役人層中心に従来の幕藩体制下の解決方法、つまり権力による経済統制、を求めて懸命に嘆願運動を繰り返した。その一方でこの問題の一番の被害者である小前層はその成果を静観する状況であった。しかしこの動きの中で開国貿易という新しい事態を前にした幕府はほとんど無力であり、結果的に糸商人との和議の提案で終結した。この結果従来のように幕府権威力の発動で商業活動を規制する手法が通用しなくなったことを桐生町役人層は痛感したのであろう。

そして続く第二期では、当面の解決策を失った町役人層が困窮の度合いを増し事態解決要求を先鋭化させる小前層の要求を受け入れざるを得ない状況に追い込まれていった。しかし実は小前層自体のこの時点の要求も権力の介入による価格・流通統制という、既に効力の失せつつある手法の要求でしかなかった。このため小西屋の処分でその要求自体は実現しながらも実際の生糸高騰と品不足は解消しないという事実を今度は小前層自身が突きつけられることになった。

しかしこの点では幕府権威の失墜を小前層より少し早く目の当たりにしてきた町役人層は状況の把握も早かった。つまり、すでにこの段階において、一方で小西屋をスケープゴートにした糸商人の処分に行き着いた施米の準備を進めていたのである。そして次の段階で小前層が小西屋の処分では休機が解消しないことに気づくやいなや施米を行い、先行的に小前層の不満を抑える役割を果たす事になるのである。

さらに第三期に至っては、町役人層、小前層共に幕府や領主の権力による問題解決を視野に入れない、相互の直接的な関係を築くこととなった。つまり、十二月の二回の施米を皮切りとして、小前層の要求は産業振興からより直接的な生活不安の解消を主とした富裕層への施米の要求に変わった。これに対して町役人層は張訴、その他の小前層の示威行動を領主や関八州廻りといった権力を動員して抑圧を行うと同時に、他方で

は施米策を機動的に実施するなど、いわばアメとムチで町内の小前層を
押さえ込むことに習熟していった。

このように桐生という一地方の工業都市を舞台とした生糸高騰騒動は、
その発生自体からして開港というこれまでにない新しい状況に地元商人
が新しい行動で応えたことが発端になった事態である。そしてそこで生
じた混乱に対して、国家レベルで言えば幕府の禁令などによって経済統
制を行おうとする手法が、地域レベルでは領主による商人の処罰などで
経済活動を統制しようとする手法が、同様にほとんど無力であることが
露呈されたわけである。

それは従来の封建的な社会機構や制度が機能不全におちいり、社会的
な混乱をもたらしていく過程であり、そこから生じたのは従来の身分制
度の枠にとられない経済的な階層格差を背景にした混乱と対立であつ
た。かつ、その解決(II救い米等)がこの新情勢から経済的な恩恵を受
けたと思われる階層(II生糸商人に代表される)の経済力によってもた
らされたわけである。

この点から安政六年の桐生の事例は、開港と開放経済が封建社会の基
礎を揺るがし、最終的にはそれを突き崩してゆく歴史過程のひとつの端
緒的な事例といえるのではないだろうか。

註

- (1) 群馬県史編纂委員会編『群馬県史 資料編15 近世7』(一九九二)解説表2
「上州御用達一覧」より転載
- (2) 桐生市史編纂委員会編『桐生市史(上)』(一九五八) 八二五頁
- (3) 『群馬県史 資料編15 近世7』 史料一七七 「天保十一年十月桐生新町足
利出市一件始末書草稿」
- (4) 同 史料一七八「安政六年五月桐生新町足利出市一件書 面写」
- (5) 藤本実也『開港と生糸貿易』上巻(一九三九) 刀江書院 第二章七節参照
- (6) 藤本実也 前書 中巻 六頁
- (7) 井伊正弘編『井伊家資料 幕末風聞探索書 万延・文久編』(一九六八) 雄山

上州御用達一覧(安政5年)
(鶴岡市郷土資料館所蔵文書)

扶持	氏名	備考
12人扶持	佐羽孫兵衛	御勘定方格
7人扶持	小野里喜右衛門	
同	長沢新助	
5人扶持	高草木与四右衛門	御勘定方・御用達
同	佐羽吉右衛門	御勘定方格・御陣屋守
4人扶持	矢野喜兵衛	
同	星野善次郎	
3人扶持	吉田清助	大組頭格
同	玉上勘左衛門	御用達・年寄
同	富書文左衛門	御用達・御陣屋守
同	星野四郎右衛門	
2人扶持	書上林治	
同	星野安兵衛	
同	後治兵衛	御普請取扱方
同	星野茂市	
1人扶持	岩本屋茂兵衛	
同	金子屋吉右衛門	
同	磯部庄七	
同	下清水藤里	
同	米2俵 鈴木定三郎	御普請取扱方
同	同 谷与兵衛	同

- (8) 開資料四四四
群馬県蚕糸業史編纂委員会編『群馬県蚕糸業史』上(一九五五) 群馬県蚕糸
業協会 六四八頁
- (9) 藤本実也 前書 中巻 三頁
- (10) 同 九頁
- (11) 同 三九六頁
- (12) 桐生織物史編纂会『桐生織物史 中巻』(一九七四) 国書刊行会 九五頁
- (13) 『群馬県史 資料編15 近世7』 六〇一頁 二五八「安政六年横浜交易糸歎
願書」
- (14) 岡部福蔵『桐生地方史』(一九三〇) 三八八頁
- (15) 『横浜市史 第2巻』(一九五九) 二八四頁
- (16) 『桐生織物史 中巻』一〇九頁「江戸糸問屋訴訟状」(安政六年十月十二日付)
- (17) 同 一一三頁 「第三回愁訴文」(安政六年十月二十四日付)
- (18) 同 一一六頁 「第四回駕籠訴文」(安政六年十一月九日付)
- (19) 岡部福蔵 前書 四二五頁
- (20) 同 四三二頁
- (21) 『横浜市史 第2巻』(一九五九) 二八四―二八五頁
- (22) 『桐生織物史 中巻』一一〇頁「第五回愁訴文」(安政六年十二月八日付)
- (23) 岡部福蔵 前書 四四三頁
- (24) 『群馬県史 通史編5』 二九三頁 表25 「桐生新町織物関係職業別戸数」
- (25) 『群馬県史 通史編5』 二九三頁 表25 「桐生新町織物関係職業別戸数」

- (26) 『群馬県史 資料編15 近世7』 六〇〇頁 二五七「安政六年九月 生糸横浜出しにつき桐生機下職愁訴状」
- (27) 生糸・絹買仲間はもちろん、織仲間、その他の幾つかの仲間名簿にも小西屋は登場しないが、嘉永三年の御用金や安政二年の地震時の江戸松山藩邸修繕費の負担者には名前が見られる。しかしながら身分的には借家Ⅱ小前層であることから幕末に台頭した新興有力商人と考えられる。
- (28) (29) 大間町史編纂委員会編『大間々町史 通史編 上』(一九九八) 八〇九頁
- (30) 藤本実也 前書 中巻 五九六頁
- (31) 『横浜市史 資料編1』(一九五九) 四一九頁
- (32) 桐生市立図書館蔵『桐生市長沢家文書目録』文書番号は同書のもの、以下(長沢家文書「番号」と表示するのはこの目録番号で示す。
- (33) 桐生市立図書館『桐生新町幕末の治安 第二集』(一九九八) 一七六頁
- (34) 堀越靖久「解題」『桐生新町幕末の治安第二集』(一九九八)
- (35) (36) 群馬県立歴史博物館蔵『新居喜左衛門日記』(安政六年分)
- (37) 田村茉莉子「明治初年、桐生新町における諸階層の存在形態」、佐々木潤之助編『村方騒動と世直し 上』(一九七二) 青木書店 三六二頁「表3」27職業構成」より
- (38) 岡部福蔵 前書 四五四頁
- (39) 『桐生市史(中)』 一一五頁
- (40) 岡部福蔵 前書 四五四頁
- (41) 『桐生織物史 中巻』 二二四頁
- (42) 桐生市 岩崎勘七家文書
- (43) 桐生市 新居宝家文書
- (44) 木本政雄『近世桐生夜話』桐生文化史談会(一九七〇) 一八九頁
- (45) 『桐生市史(中)』 二二二頁

(群馬県立歴史博物館、国立歴史民俗博物館共同研究員)
(二〇〇一年八月三十一日受理、二〇〇一年九月四日審査終了)

The Situation of Kiryu-shinmachi in Ansei 6, around the Time of the Port Opening

MATSUURA Toshitaka

The opening of ports in June, Ansei 6 was a major incident that brought about a great change in the domestic economic structure and started the fall of the Tokugawa Shogunate regime. This paper considers how Joshu Kiryu-shinmachi, the best textile producer in Kanto fell into a great confusion due to the raw silk shortage in the earlier days, changed after this incident.

We can divide the measures that Kiryu-shinmachi took against such confusion as three stages : in the first stage, it entreated the Government to ban the raw silk export and control the trade by rural merchants. The entreaties that continued from summer to winter went so far as to resort to *kagoso* (the direct entreaty to the palanquin of *tairo*), but there was no effect gained after all.

In the next stage, after the failure of the entreaties and with the arrival of the winter, the town pacified frustrated textile craftsmen and workers by punishing the local merchants. Further, in the next spring, the town politics were influenced by the power balance that transcended the direct conflict between the class of town officials and that of *komae* (working class live in rented houses), i.e., the controlling relationship, as represented by various requests involved in *uchikowashi* of the *komae* class and suppression by mobilized power of the town official class and such appeasement measures as the rice giving.

Thus, the new situation brought about by the port opening was a process that revealed the economic control by the government not to be effective any longer, while it emphasized the aspect that the conventional social structures and systems failed to function properly, from which conflicts and confusion arose in the context of the differentials in economic status difficult to understand by the traditional framework of social class. At the same time, the solutions to this (rice giving, etc.) resulted in such new circumstances supported by the economic power of the class (as represented by raw silk merchants) that seemed to economically benefit from such new state of affairs. Thus, it can be said that the example of Kiryu of Ansei 6 was one of the very first incidents in the historical process in which the port opening and open economy started shaking the foundation of the feudal society and eventually destroy it.